

立法過程からみた法人後見の制度趣旨

—成年後見小委員会審議を中心として—

西森 利樹

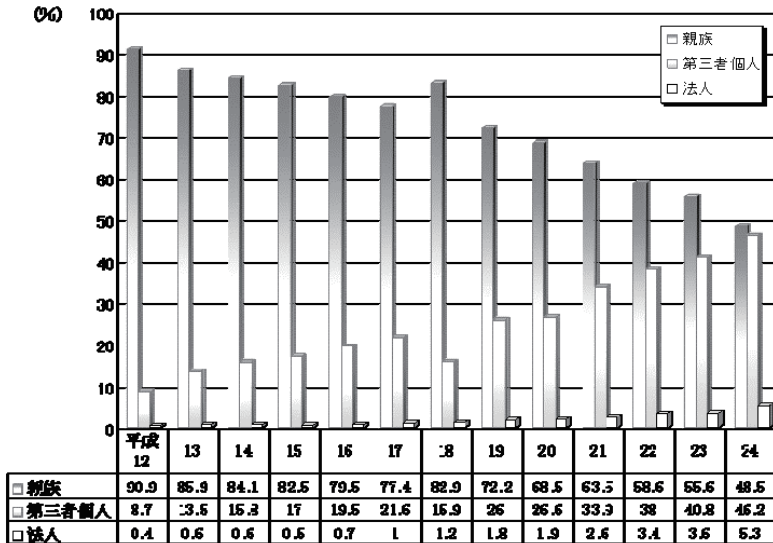
目次

1. はじめに—本稿の目的
2. 成年後見問題研究会における法人後見に関する議論
3. 成年後見小委員会における法人後見に関する議論
4. 法人後見の制度趣旨
5. おわりに

1. はじめに—本稿の目的

本稿は、立法時の議論から法人後見の制度趣旨を検討するものである。平成11年、従来の禁治産制度を改正し、成年後見制度が制定された。禁治産制度においては、後見人は一人でなければならない（旧843条）とされていた。そのため、法人後見が認められるかどうかに関して解釈上疑義があり¹⁾、条文上の根拠がないという消極的な理由から否定する見解が多数であった²⁾。また、禁治産制度では、法人が実際に後見人に選任された例はなかったとされる³⁾。

わが国の高齢化の進展等にともない、禁治産制度に代わる制度を検討するため、諸外国の成年後見制度の研究がなされた⁴⁾。また、改正私案等の立法提案



注1) 平成12年から19年までは年度毎、平成20年以降は1月から12月迄である。
 注2) 成年後見人等が該当する関係別の個数を母数とし、割合で換算した事件総数とは一致しない。
 注3) 平成23年、平成24年の法人には、弁護士法人、司法書士法人、行政書士法人を含む。
 (資料) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<<http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken.html>>
 より筆者作成

図1 成年後見人と本人との関係割合

がなされ、そこでは、法人後見を肯定する見解が出されていた⁵⁾。

その後、平成11年改正民法は、法人後見を明文で許容し（民843条4項括弧書）、法人後見の肯否に関する解釈上の疑義は立法的に解決された。

平成12年に成年後見制度が施行された後、成年後見人は、親族の割合が減少し、親族外の第三者の割合が増加する傾向にある（図1）。平成24年には、初めて親族外の第三者の割合が親族の割合を上回った。親族の割合が減少した要因には、後見制度の性質の変遷及び家族機能の変化があると考えられ、この傾向は今後も続くものと予測しうる⁶⁾。そのため、親族以外の成年後見人の確保は、さらに重要度を増している。法人後見は、親族以外の成年後見人であり、制度施行当初から成年後見人に選任され、受任件数は増加傾向にある（表1）⁷⁾。

表 1 法人後見の受任件数

年（平成）	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
受任件数	13	47	62	71	98	179	377	417	487	682	961	1,390	1,702

（注1）平成12年から19年までは年度ごと、平成20年以降は1月から12月迄である。

（注2）平成23年、24年では、弁護士法人、司法書士法人、行政書士法人を含む。

（資料）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>>より筆者作成

しかし、親族や親族外の個人に比べ、法人後見の割合は僅かにとどまっている（図1）。この点からすれば、法人後見はいまだ十分に活用されているとは言い難い状況にある。

また、成年後見制度において法人後見が明文で許容された後においても、法人後見の意義、役割や活用のあり方（以下、「法人後見の役割等」とする。）の理解の仕方は、論者により差異がある⁸⁾。各見解は、法人後見の役割等を限定的に捉える見解と限定的に捉えない見解に大別しうる。

限定的に捉える見解は、主に、成年後見人が個人の場合と法人の場合とを対比する。まず、(a) 法人後見は本来望ましいものではなく、後見は個人的になされるべきであり、法人後見は個人の後見人が確保出来ない場合にやむを得ず法人に委託する趣旨とすべきとの見解がある⁹⁾。次に、(b) 成年後見人は個人としてその人の生活に寄り添い、「個」が「個」として成年被後見人等が望む生活を支え権利を擁護する人であり、個人後見が基本的スタイルであるべきであって、法人が扱う事例は例外的な事例とする見解がある¹⁰⁾。ただし、(c) 成年後見人は個人が原則であると解しつつも、受任依頼の急増や家庭裁判所の法人後見の積極容認・推奨、困難事例の急増などから、法人後見を積極的に運用する考え方に変わりつつあるとの見解もある¹¹⁾。また、(d) 法人後見の役割等の捉え方は定かではないものの、法人が受任する場合として、成年後見が長期になることが予想される場合、多数の財産が分散している場合、関係者の対立

が激しく個人では対応できない場合、低所得者に対し専ら福祉的観点から後見を必要とする場合を挙げるものがある¹²⁾。

これに対し、限定的に捉えない見解には、(e)大陸法上の国家後見又は英米法上の公後見人制度のような公的支援体制が不備なわが国では、法人後見は不可欠であり、親族外の第三者後見人の中核的な役割を果たすとする見解がある¹³⁾。また、(f)法人後見の活動状況を成年後見の「社会化」の重要なバロメーターとする見解がある¹⁴⁾。次に、(g)知的障害者の長い一生を支えるには、公共性に裏づけられた安心できる基盤を持つ法人による成年後見が求められているとの見解がある¹⁵⁾。また、(h)法人後見のメリットからすれば、従来の「個人後見が後見の基本スタイル」とのスキームから脱却し、個人・法人の両メニューの設定及び多様な法人類型の保有により、高齢者・障害者の多様なニーズに対し適切な権利擁護の実現が図れるとの見解がある¹⁶⁾。さらに、(i)東日本大震災を受け、被災地で成年後見人を確保する手段として、社会福祉協議会等を受任者とする法人後見を活用することが求められるとするものがある¹⁷⁾。

成年後見人は制度の利用及び成年被後見人の支援に必要不可欠であり、誰が成年後見人になるのことは実際の支援のあり方にも影響を及ぼす。そのため、各見解は、結論及び根拠は異なるものの、いずれも適切な成年後見人の確保と支援の適正さを図り、制度の実効性を確保しようとするものであろう。また、法人後見の役割等に関する見解は、成年後見人を個人が原則であると捉え、法人後見の役割等を限定的に捉える見解を嚆矢とし、限定的に捉えながらも法人後見を積極的に活用しようとする見解が主張され、さらに、成年後見の社会化や法人後見のメリット等から、法人後見の役割を限定的に捉えず、より積極的に捉える見解が主張される方向で展開してきたといえよう。

上記のように、法人後見の役割等の捉え方に関し、諸処の見解がある。また、成年後見人の受任状況からすれば、法人後見の活用ははまだ十分ではない。では、そもそも、なぜ法人後見は制度化されたのであろうか。現行法は、成年後見人選任の際に、家庭裁判所は利害関係等を考慮すべきことを規定するのみで

ある（民 843 条 4 項）。また、立法担当者は、法人後見の明文化の理由として、高齢者等の多様なニーズへの対応及び後見等の態勢に関する選択肢の拡大による後見体制の拡充を挙げている¹⁸⁾。そのため、法人後見の役割等は、条文及び立法担当者解説からは必ずしも定かではない。

そこで、本稿は、法人後見の役割等を考えるにあたり、立法時の議論における法人後見の制度趣旨を検討する。

成年後見制度に関する改正民法は、法制審議会の議論に基づき改正法案が作成され、衆参法務委員会審査及び本会議の議決を経て成立した（表 2）。改正法案の作成は、成年後見問題研究会（以下、「研究会」とする。）及び法制審議会成年後見小委員会（以下、「小委員会」とする。）の議論に基づく。小委員会は研究会の議論を前提に審議している。他方で、衆参法務委員会は付帯決議をしているものの、修正決議をしていない¹⁹⁾。そのため、研究会及び小委員会の議論が現行制度を事実上決定したといえよう。従って、本稿は研究会及び小委員会の議論を検討対象とする。

研究会の議論は報告書として公開され²⁰⁾、これに関する先行研究もある²¹⁾。これに対し、小委員会の審議内容は公開されず、委員会における議論の詳細は明らかではなく、これに関する先行研究は見あたらない。小委員会は、成年後見制度の改正に関する本格的な検討を行う機関として法制審議会民法部会に設置された²²⁾。そのため、小委員会の審議内容を明らかにすることは、法人後見の趣旨を検討する上で意義があるのではないかと考えた。

以上のことから、本稿は、小委員会における法人後見に関する議論の有無及び議論内容を明らかにし、法人後見の趣旨を検討する際の資料を提供する。加えて、その議論から法人後見の制度趣旨を明らかにし、法人後見の役割等の捉え方について検討する。

以下では、まず、研究会における議論内容（2）及び小委員会における審議内容（3）を検証する。次に、両者の検証から法人後見の制度趣旨を明らかしつつ、法人後見の役割等の捉え方に関して若干の考察を加える（4）。

表2 成年後見制度立法過程一覧

日付	内容	決定、担当機関等
平成7年6月	成年後見問題研究会設置決定	法制審議会民法部会
平成7年7月	成年後見問題研究会設置	法務省民事局
平成9年9月30日	成年後見問題研究会報告書公表決定	成年後見問題研究会
	法制審議会民法部会成年後見小委員会設置	法制審議会民法部会 第30回会議
平成9年10月21日 ～平成10年3月10日	「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」審議 「成年後見制度の改正に関する要綱試案（案）」審議	成年後見小委員会
平成10年4月14日	「成年後見制度の改正に関する要綱試案」了承、公開。 関係各界に対する意見照会に付す（意見照会期限平成10年7月21日）	成年後見小委員会 法制審議会民法部会 第32回会議
平成10年9月29日 ～同年12月22日	改正要綱案作成に向けての審議	成年後見小委員会 法制審議会民法部会 第33回会議
平成11年2月16日	「民法の一部を改正する法律案等要綱案」の審議、経過及び結果について報告。審議・採決の結果、原案どおり採択 同日、法務大臣に答申	法制審議会第126回 会議 法制審議会会長
平成11年3月12日	閣議決定	内閣
平成11年3月15日	関連四法案を第145回国会（常会）へ提出（閣法第83号、同84号、同85号、同86号）	内閣総理大臣
平成11年6月11日	衆議院法務委員会審査（趣旨説明、質疑）	衆議院
平成11年6月15日	衆議院法務委員会審査（参考人意見聴取、質疑）	
平成11年7月2日	衆議院法務委員会審査（質疑、採決、閣法第83号に付帯決議）	
平成11年7月6日	衆議院本会議 委員長報告のとおり可決 参議院へ送付	
平成11年8月6日	参議院法務委員会審査（趣旨説明）	参議院
平成11年8月13日	参議院法務委員会審査（継続審査要求、閉会中審査を決定） 第145回国会（常会）閉会	
平成11年10月29日	第146回国会（臨時会）召集	内閣、天皇
平成11年11月16日	参議院法務委員会審査（質疑）	参議院
平成11年11月18日	参議院法務委員会審査（参考人意見聴取、質疑）	
平成11年11月19日	参議院法務委員会（採決、全案に付帯決議）	
平成11年11月24日	参議院本会議 委員長報告どおり可決 衆議院へ送付	
平成11年11月24日	衆議院法務委員会審査	衆議院
平成11年11月26日	衆議院法務委員会審査（採決）	
平成11年12月1日	衆議院本会議 委員長報告どおり可決、成立	
平成11年12月8日	公布	天皇
平成12年4月1日	施行	

2. 成年後見問題研究会における法人後見に関する議論

(1) 成年後見問題研究会の概要

平成7年6月、法制審議会民法部会財産法小委員会は、成年後見問題を法制審議会民法部会の検討課題とした（民法の改正に関する諮問第10号）。また、法制審議会において正式な審議をする前に、審議の基礎となる調査研究を目的として法務省民事局内に研究会を設置し、審議の準備をする旨決定した²³⁾。この決定をうけ、同年7月、成年後見問題研究会が設置された（表2）²⁴⁾。研究会は、約2年間にわたり、合計24回の会議を開催し²⁵⁾、福祉関係の実務家及び地方自治体の財産保全・管理サービスの担当者からのヒアリング又は、諸外国の成年後見制度の調査及び論点の整理等を行った²⁶⁾。

平成9年9月30日、検討結果の報告書が法制審議会民法部会第30回会議において報告され、報告書の公表が決定された²⁷⁾。平成9年10月1日、研究会報告書は公刊された。次に、研究会報告書における法人後見の議論内容を整理する²⁸⁾。

(2) 法人後見に関する議論の内容

旧法では、法人後見の認否につき解釈上疑義があった。法律上「人」には自然人、法人が含まれ、法人後見は当然に「一人」に含まれるとする見解及び、明文が必要とする見解があったとされる。研究会では、これらの見解を前提とし、(a) 法人後見導入の認否、(b) 明文規定の要否、(b) 法人の適格性（利益相反のおそれ）につき意見が出された（表3）。

(a) 論点1－法人後見導入の認否

「適切な法人が成年後見人になることを認めるのが適当である」とするのが、ほぼ一致した意見であった。ただし、その理由付けに関し二つの見解があった。「成年後見人の選択肢を広げるという観点から認めるべきである」とするもの

と、「個人で適当な成年後見人を見つけることができない場合の対応策」とするものである。また、ドイツの世話協会のような受け皿となる組織ができてからでないと考えにくいとの意見があった。その理由として、「通常成年後見人に選任されるのは個人であり、法人を成年後見人に選任することは、裁判所において適切な法人を選任することが困難であること」が挙げられた。

(b) 論点 2 - 明文規定の要否

この点、「民法で単に人といった場合は当然に法人を含むのであり、成年後見についてのみ成年後見人に法人を含むと規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与え得るので、慎重な検討を要する」との意見及び「社会福祉法人等の成年後見への取り組みを促進する観点から、民法で法人も成年後見人になることができる旨を明記しておいた方がよい」との意見が出された。研究会は、いずれの見解にも根拠があるとしつつ、民法の他の規定と齟齬を生じず法人後見を明文化するために、欠格事由規定（旧 846 条）において、利益相反のおそれのある法人を除外する等の方法によるのが適切であるとするのが、ほぼ一致した意見であった。

また、「適切な成年後見人を見出すことができない場合に備え、ドイツの世話協会やカナダの公的後見人のような成年後見人の供給団体を設立すること」を求める意見があった。これに対しては、今回の改正では困難であり、当面は法人後見を法律上認めることにより、社会福祉法人等の法人の今後の活動に期待するとするのが適当であるとの意見が、ほぼ一致したものであった。

(c) 論点 3 - 法人の適格性（利益相反）

この点、「成年後見人の事務の内容に照らして本人との利益相反のおそれある法人は成年後見人になることができない旨を規定しておくのが適切である」との意見が、ほぼ一致したものであった。また、明文の要否との関連において、「成年後見人の欠格事由を規定する旧 846 条の中で、本人との関係において利

表3 法人後見に関する議論の内容（成年後見問題研究会）

明文規定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当然に認められるから明文の規定は不要。 ・明文の規定により法人が成年後見人となれる旨を規定すべき。
認否（利益相反に関する見解を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な法人が成年後見人になることを認めるのが適当（ほぼ一致した意見）。 ・成年後見人の選択肢を広げる観点から認めるべき。 ・個人で適当な成年後見人を見つけない場合の対応策として認めるべき。 ・現実のどの場合に、いかなる法人が適切な成年後見人なのかは、通常成年後見人に選任されるのは個人であり、裁判所が適切な法人を選任することが困難でもあり、ドイツ世話協会のような受け皿となる組織ができてからでないと考えにくい。 ・適切な法人を選任することに関して、成年後見人の事務の内容に照らして本人と利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定するのが適切（ほぼ一致した意見）。
規定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・民法では当然、人に法人を含む。成年後見人に法人を含むと規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与えるので慎重な検討を要する。 ・社会福祉法人等の成年後見への取り組みを促進する観点から、民法で法人も成年後見人になれる旨明記した方がよい。 ・民法の他の規定に影響を与えるのを避ける方策として、成年後見人の欠格事由規定（旧846条）で、本人との関係で利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定する等の方法により、いわば裏から規定するのが適切（ほぼ一致した意見）。
供給団体の設立に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な成年後見人を見出すことができない場合に備え、ドイツ世話協会やカナダ公的后見人のような成年後見人の供給団体の設立が必要。 ・法人成年後見人を認めること等により社会福祉法人等による取り組みが可能なことを明らかにし、これら法人の今後の活動に期待するのが適当（ほぼ一致した意見）。

益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定する等の方法により、いわば裏から規定するのが適切である（ほぼ一致した意見）」とされた。

3. 成年後見小委員会における法人後見に関する議論

(1) 成年後見小委員会の概要

平成9年9月30日、成年後見制度の改正に関する本格的な検討を行う機関として、法制審議会民法部会に新たに成年後見小委員会が設置された（表2）²⁹⁾。以下の小委員会の審議内容等は、「法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」をもとに記述する³⁰⁾。小委員会は、平成9年10月から平成10

年12月までの間、計15回行われた³¹⁾。審議過程は、要綱試案の公表及び関係各界への意見紹介をした時期（表1）を境に、二つに大別される。①要綱試案の作成・公表に向けて検討する段階（平成9年10月21日から平成10年3月10日）、②要綱案作成に向けた検討段階（平成10年9月29日から12月22日）である。①は、さらに二つに分かれる。(a)「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」（以下、「民事法上の検討事項」とする。）に関する審議（第1回から第5回）、(b)要綱試案の策定に向け、事務局作成の要綱試案の案文に対する審議（第6回から第9回）である。②では、意見照会の結果を受け、要綱試案において検討課題とされた事項を中心に、最終的な改正要綱案作成に向けた審議がされた（第10回から第15回）。

法人後見に関する審議は、第2回会議（平成9年11月11日）及び第7回会議（平成10年2月3日）でなされた。第2回会議では、民事法上の検討事項に基づき審議がされた。民事法上の検討事項は、第1回会議（平成9年10月21日）に合わせ事前送付された資料である（小委員会資料1）。ここでは、第1回会議の際に配布された研究会報告書（小委員会資料2）の該当頁を引用しつつ、現行法制（禁治産・準禁治産制度）の理念・問題点・見直しに当たっての基本的視点のほか、制度全般につき検討すべき事項が列挙されている。

第7回会議は、事務局（法務省民事局参事官室）が作成した「成年後見制度の改正に関する要綱試案（案）」（以下、「要綱試案（案）」とする。）の審議をした。第5回会議（平成9年12月16日）の終了にあたり、星野小委員長及び小林（昭）幹事から、第1回から第5回の審議結果を踏まえ、意見照会に付す要綱試案の案文を事務局が準備し、次回以降の審議対象とする旨説明された³²⁾。要綱試案（案）は以後の審議に伴い改定され、計4つの要綱試案（案）が作成されている（平成10年1月20日付（小委員会資料5）、平成10年2月3日付（小委員会資料6）、平成10年2月17日付（小委員会資料7）、平成10年3月10日付（小委員会資料8））。第7回会議は平成10年2月3日付の要綱試案（案）をもとに審議をしている。

(2) 法人後見に関する審議内容

法人後見に関する民事法上の検討事項は、①法人後見を認めるのかどうか、②認めるとした場合に、(a)適切な自然人を選任できない場合に限定すべきか、及び、法人の資格の限定の要否、(b)成年後見事務の内容に照らし本人と利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定すべきか、(c)法人が成年後見人になれる旨を法文上明記すべきか、及び、明記する場合の適切な規定形式である³³⁾。第2回会議、第7回会議ともに民事法上の検討事項に関する審議がされている(表4、表5)³⁴⁾。以下では、(a)法人後見導入の認否、導入を認め明文化する際の(b)法人の要件・資格、(c)利益相反の場合の取り扱いの三つを論点とし、論点ごとに民事法上の検討事項及び要綱試案(案)に関する審議内容を整理する。

(a) 論点1－法人後見導入の認否

①民事法上の検討事項

「精神障害者については、法人や団体の後見人制度が重要な役割を果たす。社会の少子化や、精神障害に対する偏見のため、兄弟が後見人となることができない事案は少なくない」との意見があった。また、「団体が後見人となれば、チームワークによる保護が可能となる。特に、成年後見人には、民法が直接規定する職務のほか、福祉関係施策との連携を取ることも期待されるので、福祉関係に特化した法人が成年後見人となる利点は大きい」との意見があった。

②要綱試案(案)

「法人成年後見人制度が実際に利用されるか疑問である」との意見が出された。これに対し、「法人成年後見人制度がどの程度利用されるかは分からないが、この点について多様な意見があり、少なくとも成年後見人の役割が今後広がっていくことが期待されているので、法人成年後見人も制度として設けておいた方がよかろうというのが、原案の考え方であり」、「社会福祉関係の団体の活動も期待されている」との発言がされた。

（b）論点2－法人の要件・資格

①民事法上の検討事項

「法人後見人を認めるとしても、後見人にふさわしい法人の選任を家庭裁判所に一任したり、不正の防止を家庭裁判所の監督機能のみに期待するのは相当でなく、何らかの要件を法定すべき」との意見があった。また、「法定後見人として、どのような法人が想定しているのかが分からない。研究会報告書は、社会福祉法人にも言及しているが、それに限るという趣旨であろうか。」との発言があった。また、「財産管理をする法人としては、信託会社等も考えられるところである」との発言、権利能力なき社団も検討すべきであるとの発言、及び「営利企業に後見事務を行わせることには問題が多い」との発言があった。

法人形態との関係では、社会福祉法人は「施設入所者との間の財産トラブル事例があることに注意すべきである。」との発言、社会福祉法人は「主として施設の経営をするものであり、利益相反のおそれも大きいので、成年後見人には適任でないことが多い」、「社会福祉法人には多様なものがあり」、「理事者の人格・資格・能力等はあまり審査されていないので、成年後見人に適任な機関であるとは限らない場合もある」との発言があった。また、「社会福祉法人や福祉公社は適任であるが、特別養護老人ホームの運営主体等は適任ではない」との発言があった。これに対し、研究会報告書が想定したのは、「例えば、品川区の社会福祉法人や東京都の権利擁護システムのようなものである」、「研究会では、社会福祉法人等を念頭においた議論をしたが、法人後見人をこれらの法人に限る旨の明文規定を設けることは難しく、規定を設けるとすれば、ある程度抽象的なものにならざるを得ず、利益相反のおそれのある法人は除く旨の規定を設けるべきであるということになった。金融機関自身が後見人となることは、研究会では想定されていなかった」との発言があった。

社会福祉協議会についても意見が出された。社会福祉協議会は全市区町村に設けられており、法人後見が明文化されれば、「これらの組織が成年後見制度の受皿となっていくものと思われる」との発言、「社会福祉協議会には、財政

上の理由から、あまり活動していないものも少なくない」との発言、及び「地方によっては、規模も小さく、財政状態も十分ではないので、むしろ、福祉事務所長の方が適任であることが多い」との発言である。家族会が権利擁護機関として法人後見の役割を担っていくとの発言もあった。

以上に対し、「適切な自然人を選任することができない場合に限定すべきか」について明確な発言はなかった。

②要綱試案(案)

主に、法人形態を中心に議論がされた。まず、営利法人につき、「非営利法人に限るべきである。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。」との発言があった。これに対し、「営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には、非営利法人³⁵⁾にしか処理できないものもある。そこで、営利法人を一律に排除するのではなく、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねようというのが、原案の考え方である」と発言された。営利法人に肯定的な意見もあった。「営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあろうが、その場合にも、信託財産は保護される。また、悪人を選任すると本人が被害を受けるというのは、営利法人に限らない問題であり、監督体制の強化によって対応するほかない」、「今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用されるようになる。民間活力活用という見地からも、適任者の確保という見地からも、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべきである。要は、事業内容と監督体制次第である」、「成年後見監督人がしっかりしていれば、成年後見人は営利法人であってもよからう。実際にも、営利法人が成年後見人に適任なこともある」との発言である。

法人格のない団体を認めて良いのではないかとの意見に対し、否定的な意見が出された。「法人格のない団体を排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点にあるが、この点はNPO法の早期成立に期待したい」、「法人格のない団体は、責任の所在が不明確なので、成年後見人に

は不適當である」といった意見である。

本人の入所施設の長及び設置者等は、本人と利益相反のおそれがあることから、「そのような法人は成年後見人となり得ない旨を明文化すべき」との発言があった。これに対し、法律上の利益相反行為には明文規定があり、新たな法的手当は不必要としつつ、「問題は、双方の利益が事実上相反するおそれのある行為であるが、そのような事実上の「おそれ」を明文規定に書くことはできない。かといって、本人が入所している施設を運営する法人を一律に排除する規定を置くのも相当ではない。そこで、原案では、この点にも配慮した裁判所の判断と監督体制に、問題の解決をゆだねている」と発言された。その他、施設の長は、「預金や管理する補助人に適任でないことが多いであろうが、内部監査制度のある施設や、十分な行政的監督に服する施設（認可施設など）であれば認めてもよからう。」との意見や、「施設の長と本人との間には、支配と被支配との関係が生じやすい。そのような者が成年後見人に選任されるのを避けるシステムが必要である。」との発言があった。

(c) 論点3－利益相反の場合の取り扱い

①民事法上の検討事項

本人の入所施設、施設の長といった利益相反のおそれのある法人を欠格事由とすべきとの意見が出された。また、家族会が法人後見を受任するための信用力のある組織作り、体制作りをしたいとの立場から、「利益相反関係にある法人や、営利を目的とする法人は後見人となることができないことを明文化してほしい」との発言があった。その他、法人を含めた成年後見人の適任者の供給として、どのようなものがありうるのか考える必要があるとの意見が出された。

②要綱試案（案）

本人が入所する施設の長の妥当性に関する議論の中で、利益相反の問題が取り上げられていた。

表4 成年後見問題に関する民事法上の検討事項に基づく審議

項目	発言内容
認否	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者家族会では、約5年前から、任意代理による保護を実践している。弁護士・ソーシャルワーカー・ボランティア等が担当しており、保護の内容は介護にも及んでいる。過去2～3年間に4～5例がある。このサービスについて、法的な根拠と資金の手当がされると助かる。チェック機能を設けることも必要。この経験に照らすと、身上監護のサービスを提供する場合、グループでの対応が便利。 ・精神障害者については、法人や団体の後見人制度が重要な役割を果たす。社会の少子化や、精神障害に対する偏見のため、兄弟が後見人になれない事案は少なくない。そうした相談が家族会に寄せられた場合、組織の役割の中心は親からの委任による代理人となる。 ・団体が後見人となれば、チームワークによる保護が可能。成年後見人には福祉関係施策との連携を取ることも期待される。福祉関係に特化した法人が成年後見人となる利点は大きい。ただし、そうした法人に限る旨を規定する必要はない。
要件資格	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような法人が想定しているのか不明。社会福祉法人に限る趣旨か。財産管理の場合、信託会社等も考えられる。 ・法人も特別縁故者になれるかという議論は制度導入当初からあり、国会質疑では積極説からの答弁がなされ、同旨の裁判例も出ている。権利能力なき社団も特別縁故者となれるかという議論もある。同様な問題を法定後見人についても考えておく必要はないか。福祉団体の実情も聞きつつ検討してはどうか。 ・社会福祉法人は、施設入所者との間の財産トラブル事例があることに注意すべき。施設に入所し、財産もその施設に管理してもらうと、親族も施設を全面的に信頼してチェックをしなくなり、一切の問題が施設により切り回される。その場合、十分な監視体制がないとトラブルが生じかねない。家族が社会福祉法人に不信任を抱くこともある。 ・営利企業に後見事務を行わせることは問題が多い。金融機関が各種のサービスを提供しているが、金融機関自体を後見人とせず、別の後見人が金融機関を利用して本人の財産を運用する形にする必要がある。または、監督体制を確実なものとする必要がある。 ・研究会報告書の想定は、品川区の社会福祉法人や東京都の権利擁護システムである。福祉行政では、各種相談サービスを提供しているが、行政は私人の財産を預からないのが原則。任意代理による現在のサービスは、本人が判断能力を失い、保護の必要性が最も大きくなった場合に使えなくなるのが難点との指摘もあり、法定後見の類型の見直しや任意後見制度の導入によって解消できないか。 ・社会福祉法人や福祉公社は適任であるが、特別養護老人ホームの運営主体等は不適任ではないか。 ・研究会は、社会福祉法人等を念頭においた議論をしたが、これらの法人に限る旨の明文規定を設けることは難しく、規定を設けるとすれば、ある程度抽象的なものにならないを得ない。そこで、利益相反のおそれのある法人は除く旨の規定を設けるべきとなった。金融機関自身が後見人となることは、研究会では想定されていなかった。財産の実質的運用を金融機関にさせたい場合には、別の後見人が本人を代理して金融機関との間で契約を結べば足りる。

- ・社会福祉協議会や福祉公社は、東京などでは大規模な組織で資金もあり、成年後見人にふさわしい。地方によっては規模も小さく、財政状態も十分ではない。むしろ、福祉事務所長の方が適任であることが多い。児童福祉法のように、福祉事務所に委員会を設け、委員会が事務所長を補佐し、委員が事実上の後見事務をする方法も考えられる。
- ・権利擁護システムの一環として考えた場合、相談サービス等の提供、成年後見人の重要な職務である。社会福祉法人は主に施設の経営をする。利益相反のおそれ大きく、成年後見人には不適任なことが多い。障害者プランで示された地域生活支援センター等が重要な役割を果たすのではないか。
- ・外国では、家族が権利擁護機関の役割を担う例が多い。日本の家族会は、従前は要求運動が中心だったが、最近、施設を経営するようになってきた。今後は、後見・権利擁護的な機能も担える組織作りをする必要がある。
- ・ドイツの世話協会はボランティア団体である。会員にはボランティアも専門的・職業的に世話する人もいる。会員数は人口約13万人のゲッティンゲン市世話協会で約250人。実際の仕事は世話協会が適人と判断した会員がする。世話協会は会員の各種資格審査をし、適任者に仕事をさせ、会員の研修もしている。
- ・ドイツ世話協会の前身は古くからキリスト教会下にあったボランティア団体。
- ・法人の選任を家庭裁判所に一任したり、不正防止を家庭裁判所の監督機能のみに期待するのは相当でない。何らかの要件を法定すべき。要件は任意後見人の要件ともなろうから、よく検討しておきたい。後見事務をする人を選んで派遣するだけでなく、派遣した者をチェックする機能を備えた法人が大切である。
- ・社会福祉協議会は全市区町村にある。財産保全管理サービスは武蔵野市から始まり、各地の社会福祉協議会や福祉公社等に広がっている。現時点で、都内に10程度。法人成年後見人を認めた場合、これらの組織が成年後見制度の受皿となっていくと思われる。
- ・社会福祉協議会は、財政上の理由であり活動していないものも少なくない。財産管理サービスを行っている市区でも、本人の意思能力に疑義があるときは委任を受けず、あまり活用されていない。判断能力に疑義がない人を対象に、定型契約書による委任により預貯金の管理等のみをするサービス制度を設け、意思能力の有無を判断する機関を都道府県単位くらいで設けることも考えられる。
- ・社会福祉法人には多様なものがある。元来、財団を基礎とする組織であり、設立手続では資産の有無が主問題である。理事者の人格・資格・能力等はあまり審査されない。成年後見人に適する機関とは限らない場合もある。

利益相反	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の入所施設は、本人と利益の相反する法人として後見人の欠格事由に当たるとすることも考えられる。 ・(家族会として)信用力のある組織作りをし、後見人となる体制を作っていくたい。そのため、利益相反関係にある法人や、営利を目的とする法人は後見人となれないことを明文化してほしい。 ・利益相反のおそれを欠格事由とすべき。「すてっぷ」の弁護士も同意見である。 ・どのような法人が成年後見人にふさわしいのか共通のイメージを描いておく必要がある。利益相反のおそれのある法人を除外すべき。本人の入所施設の長は除外すべきことが多い。
規定形式	主な発言なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を含め、成年後見人の適任者の給源として、どのようなものが考えられるのかを考えておく必要がある。

表5 要綱試案(案)に関する議論

項目	発言内容				
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に利用されるか疑問。 ・どの程度利用されるかは分からないが、少なくとも成年後見人の役割が今後広がっていくことが期待されており、法人成年後見人も制度として設けておいた方がよからうというのが、原案の考え方。社会福祉関係の団体の活動も期待されている。 ・法人成年後見人のみならず、法人成年後見監督人も期待したい。 				
明文化	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">営利法人</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人に限るべき。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。銀行の力が必要なときは、銀行協会を成年後見人に選任し、その下で銀行が事務を執ればよい。 ・営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には営利法人にしか処理できないものもある。営利法人を一律に排除せず、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねるのが原案の考え方。 ・営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあるが、信託財産は保護される。悪人を選任すると本人が被害を受けるのは、営利法人に限らない問題であり、監督体制の強化により対応するほかない。 ・今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用される。民間活力活用の見地、適任者確保の見地から、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべき。要は、事業内容と監督体制次第である。 ・成年後見監督人がしっかりしていれば、成年後見人は営利法人であってもよい。実際、営利法人が成年後見人に適任なこともある。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">法人格のない団体</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・認めてはどうか。障害者団体その他の支援団体には、内部監査体制があっても法人格のないものが多い。また、全国組織に法人格があっても、地方組織には法人格がない(しかも、地方組織を全国組織の地方事務所と把握することもできない。)ものが多い。 ・排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点。この点はNPO法の早期成立に期待したい。 ・法人格のない団体は責任の所在が不明確なので、成年後見人には不適当。任意団体の中心には熱心な個人がいることが多く、その個人を成年後見人に選任することも考えられる。 </td> </tr> </table>	営利法人	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人に限るべき。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。銀行の力が必要なときは、銀行協会を成年後見人に選任し、その下で銀行が事務を執ればよい。 ・営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には営利法人にしか処理できないものもある。営利法人を一律に排除せず、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねるのが原案の考え方。 ・営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあるが、信託財産は保護される。悪人を選任すると本人が被害を受けるのは、営利法人に限らない問題であり、監督体制の強化により対応するほかない。 ・今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用される。民間活力活用の見地、適任者確保の見地から、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべき。要は、事業内容と監督体制次第である。 ・成年後見監督人がしっかりしていれば、成年後見人は営利法人であってもよい。実際、営利法人が成年後見人に適任なこともある。 	法人格のない団体	<ul style="list-style-type: none"> ・認めてはどうか。障害者団体その他の支援団体には、内部監査体制があっても法人格のないものが多い。また、全国組織に法人格があっても、地方組織には法人格がない(しかも、地方組織を全国組織の地方事務所と把握することもできない。)ものが多い。 ・排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点。この点はNPO法の早期成立に期待したい。 ・法人格のない団体は責任の所在が不明確なので、成年後見人には不適当。任意団体の中心には熱心な個人がいることが多く、その個人を成年後見人に選任することも考えられる。
営利法人	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人に限るべき。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。銀行の力が必要なときは、銀行協会を成年後見人に選任し、その下で銀行が事務を執ればよい。 ・営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には営利法人にしか処理できないものもある。営利法人を一律に排除せず、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねるのが原案の考え方。 ・営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあるが、信託財産は保護される。悪人を選任すると本人が被害を受けるのは、営利法人に限らない問題であり、監督体制の強化により対応するほかない。 ・今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用される。民間活力活用の見地、適任者確保の見地から、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべき。要は、事業内容と監督体制次第である。 ・成年後見監督人がしっかりしていれば、成年後見人は営利法人であってもよい。実際、営利法人が成年後見人に適任なこともある。 				
法人格のない団体	<ul style="list-style-type: none"> ・認めてはどうか。障害者団体その他の支援団体には、内部監査体制があっても法人格のないものが多い。また、全国組織に法人格があっても、地方組織には法人格がない(しかも、地方組織を全国組織の地方事務所と把握することもできない。)ものが多い。 ・排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点。この点はNPO法の早期成立に期待したい。 ・法人格のない団体は責任の所在が不明確なので、成年後見人には不適当。任意団体の中心には熱心な個人がいることが多く、その個人を成年後見人に選任することも考えられる。 				
本人が入所している施設の長・設置者等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人入所の特養の施設運営法人を成年後見人とするとう便利であるが、利益相反のおそれがある。利益相反は重大問題であり、そうした法人は成年後見人となり得ない旨明文化すべき。便宜のあまり、施設運営法人が成年後見人となる例が多くなる。 ・利益が法律上相反する行為は現行法にも禁止規定があり、新しい法的手当の必要はない。問題は利益が事実上相反するおそれのある行為だが、事実上の「おそれ」を明文規定に書くことはできない。他方、本人の入所施設の運営法人を一律に排除する規定を置くのも相当ではない。原案は、この点にも配慮した裁判所の判断と監督体制に解決をゆだねている。 				

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・施設の長などは、預金や管理する補助人に不適任なことが多いが、内部監査制度のある施設や十分な行政的監督に服する施設（認可施設など）であれば認めてもよからう。・施設の長と本人との間には支配と被支配との関係が生じやすい。そのような者が選任されるのを避けるシステムが必要である。施設の長などに一定の事務を執らせる必要があるときは、施設の外にある者を選任し、その成年後見人が施設の長などに必要な事務を委任すれば足りる。 |
|--|--|

4. 法人後見の制度趣旨

次に、研究会及び小委員会における議論から法人後見の制度趣旨を検討し、法人後見の役割等の捉え方について考察する。

(1) 成年後見問題研究会における法人後見の制度趣旨

研究会では、「成年後見人の選択肢を広げる」観点から法人後見を認めるべきとの意見がある一方で、「個人で適当な成年後見人を見つけることができない場合の対応策」とする意見が出された。成年後見人の供給団体の設立に関する意見においても、「適切な成年後見人を見出すことができない場合に備えて」とされており、「通常成年後見人に選任されるのは個人」であるとの意見もあった。従って、研究会では、適切な法人であれば成年後見人として認めるべきとしつつも、法人後見は、あくまで成年後見人として適切な「個人」がない場合に備えるための方策とする側面があったと考えられる。この点、研究会報告書に関する先行研究では、法人後見を認める点を妥当としつつ、「ただし、このような後見人が望ましいわけではなく」、「後見人は自然人であることが望ましい」とされ、世話は個人的になされるべきであり、法人後見を認めることは、「個人の世話人が確保できない場合にやむを得ず、法人に委託するという趣旨であろう。」と分析されている³⁶⁾。

(2) 成年後見小委員会審議における法人後見の制度趣旨

小委員会では、法人後見を認める場合に「適切な自然人を選任できない場合

に限定すべきか」が検討事項とされた（民事法上の検討事項②（a））。この点、必ずしも明確な発言はなされていない。法人後見導入につき、「身上監護のサービスを提供する場合、グループでの対応が便利である」、「チームワークによる保護が可能となる」との肯定的な意見が出された後、法人の要件・資格の議論へと移っている。そこでは、「法人に何らかの要件を法定すべき」との意見の他、法人形態との関係で、社会福祉法人、社会福祉協議会、信託会社、権利能力なき社団、及び営利法人が、成年後見人として妥当または適切であるかどうか議論されている。要綱試案（案）の審議では、「実際に利用されるか疑問」との発言に対し、「成年後見人の役割が今後広がる」ことが「期待されている」ことから法人後見を認めるとの発言があった後、法人形態の妥当性が議論されている。すなわち、小委員会では、法人後見を「適切な自然人を選任できない場合に限定」せず、何が適切な法人なのか議論の中心となっている。また、小委員会審議を経て公表された要綱試案は、法人後見の明文化の理由に、高齢者等のニーズの多様化への対応と後見体制の拡充を挙げる。従って、小委員会審議の結果、研究会における見解のうち「成年後見人の体制を拡充する」ことが制度趣旨とされ、「適切な自然人を選任できない場合の方策」は制度趣旨とされなかったことが伺える。

（3）従来の見解との関係

禁治産制度における議論では、法人後見が認められるか否かが問題とされていた。肯定する見解には、法人後見を認めるべきとしつつも、最終的な引き受け手としての役割や、適任者がいない実情に対応することを指摘する見解があった。また、研究会における議論においても同様に、法人後見は、あくまで成年後見人として適切な「個人」がいない場合に備えるための方策とする側面があったと考えられる。この考え方は、先行研究において、法人後見の役割等を限定的に捉える各見解に合致する。法人後見の役割等を限定的に捉える見解は、研究会における上記の意見と同様の趣旨にもとづくといえよう。

これに対し、小委員会審議では、成年後見人の体制を拡充することが制度趣旨とされ、適切な自然人を選任できない場合の方策として位置づけられたわけではない。この考え方は、法人後見の肯否につき、端的に法人後見を認める見解及び、法人後見の役割等を限定的に捉えない先行研究と合致する。特に、「これまでの『個人後見が後見の基本スタイル』というスキームから脱却」することで、「適切に権利擁護の実現が図れる」との見解に親和的といえようか。この見解は、法人後見のメリットを根拠に上記の結論を導くが、法人後見の制度趣旨との関係においても同様のことが言えるのではないかと考えられる。

5. おわりに

研究会及び小委員会の議論によれば、法人後見の制度趣旨は、その役割等を限定的に捉えるものとはされなかったといえよう。従来、法人後見に関する小委員会の審議内容は明らかではなかった。しかし、小委員会においても、なぜ法人後見を認めるのかについて、詳細な議論がされたとは必ずしもいえない。これは、成年後見制度の立法を民法改正の枠内で行うこととし、法制審議会民法部会財産法小委員会の担当となった後の審議であることに起因する³⁷⁾。制度施行後、親族による成年後見人が減少し続けている状況からすれば、今後は、福祉的後見としての制度の担い手のあり方の検討も含め、あらためて法人後見の制度趣旨に関して詳細な検討をする必要があるのではないだろうか。また、法人後見の役割等については、制度趣旨の検討に加え、実際に法人後見が果たしうる役割を検討する必要があるだろう。従来、法人後見の大きなメリットは、長期継続的な成年後見に対応しうることでありと指摘されてきた。そこで、今後は調査研究にもとづき、成年後見事務における継続性確保の必要性及び法人後見による継続性確保のあり方を明らかにしたいと考える。

- 1) 小林明彦＝大門匡編『新成年後見制度の解説』（金融財政事情研究会、2000年）126頁。
- 2) 田山輝明『成年後見読本』（三省堂、2007年）153頁、154頁。
- 3) 小林＝大門・前掲書註（1）126頁。
- 4) 神谷遊「ドイツにおける無能力者制度および成年後見制度の新展開－改正法の概要とその特質」ジュリスト967号（1990年）82頁、ドイツ成年後見法研究会「ドイツ成年後見制度の改革（一）～（四）」民商法雑誌105巻4号（1992年）134頁、同巻6号（1992年）118頁、同108巻3号（1993年）126頁、同109巻2号（1993年）147頁、田山輝明「オーストリア法における成年後見制度」田山輝明＝浦川道太郎＝内田勝一＝岩志和一郎編『現代家族法の諸相－高野竹三先生古稀記念』（成文堂、1997年）383頁、志村武「アメリカ合衆国における精神遅滞者保護のための制限された後見制度」早稲田法学会誌43巻（1993年）291頁、田山輝明『成年後見法制の研究下巻』（成文堂、2000年）250頁、新井誠『高齢社会の成年後見法＜改訂版＞』（有斐閣、1999年）5頁など。また、須永醇編『被保護成年者制度の研究』（勁草書房、1996年）では、英米、ヨーロッパ大陸、北欧・ラテンアメリカ・旧社会主義国など幅広く外国の成年後見法制の研究がなされている。
- 5) 各見解は、改正試案の中で、いずれも法人後見を肯定した。端的に法人その他の団体を後見人とすることを認める見解（新井・前掲書註（4）207頁）もあるが、法人が後見人となる場合に関しては主張を異にする。すなわち、最終的な引き受け手として社団法人を後見人とすることを認める見解（道垣内弘人「成年後見制度試案（5）」ジュリスト1078号（1995年）76頁）、法人または公的機関を後見人とする見解（野田愛子「成年後見制度の展望」ジュリスト1059号（1995年）163頁）がある。また、後見人の適任者がなかなかいない実情から、団体後見あるいは公的後見が必要とする見解（日本弁護士連合会「成年後見法大綱（中間意見）」（1996年）39頁）、最終的に後見人候補者のいない人のための最期の受皿として社会福祉法人や地方自治体などの法人が後見人となることを認める見解（関東弁護士連合会「高齢者の財産管理－新しい成年後見制度を考える－」関東弁護士連合会定期大会シンポジウム報告書（1996年）178頁）、社会福祉法人や福祉公社などの法人も保護者となることに差し支えないとの見解（須永醇「あとがき－展望」須永編・前掲書註（4）620頁）、身上に関する後見に関して、今後の需要を考慮すれば一定の団体にもゆだねなければならないとし、団体の例として、社会福祉協議会、福祉公社、保健所等を挙げる見解（小賀野晶一「身上後見人」高齢者財産管理法学研究会『成年後見法（私案）』（財団法人トラスト60、1998年）30頁）があった。
- 6) 西森利樹＝安藤孝敏「成年後見人等の担い手の変化と今後の方向性－制度の性質の変遷と家族形態・家族機能の変化の観点から－」応用老年学4巻1号（2010年）62頁。この論文は、親族の成年後見人等の割合が減少傾向にある要因として、後見制度の性質が家産維持から後見人利益保護、本人利益保護へと変遷し、親族自治的性格から親族外の後

見人を許容する方向へと変化してきた点、及び、独居・夫婦のみ世帯の増加を前提に、従来、家族機能とされた保健福祉機能を家族が果たせなくなっている点を検討し、今後の成年後見人等の変化の方向性を論じた。ただし、この論文は、平成12年から平成20年までの成年後見人等の状況と変化を前提としている。

- 7) 成年後見人を受任している法人の受任状況及び活動内容等については、全国社会福祉協議会地域福祉部「法人後見受任社協アンケート(2009年)」千葉県社会福祉協議会 HP <http://www.chibakenshakyō.com/19_kouken/kenkyu-iinkai2ji/dai3kai/ss3.pdf> (2013.10.8参照)、全国社会福祉協議会地域福祉部「社会福祉協議会における成年後見の取り組みの現状・課題」月刊福祉93巻10号(2010年)34頁、矢頭範之「リーガルサポート」新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見法制の展望』(日本評論社、2011年)419頁、星野美子「権利擁護センターばあとなあ」同451頁、阪野圭二「横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター」同456頁、齋藤修一「品川区社会福祉協議会」同465頁、永田秋夫「社団法人家庭問題情報センター(FPIC)」同469頁、山崎祐一「一般社団法人北九州成年後見センター「みると」・市民後見センター「らいと」」同474頁、多久みどり「NPO法人うえるかむ成年後見センターうえるかむ」同479頁など。
- 8) この点を検討した先行研究に、新井誠「法人後見の意義と役割」実践成年後見29号(2009年)7頁がある。
- 9) 田山輝明『成年後見法制の研究 上巻』(以下、「研究上」とする。)(成文堂、2000年)177頁、同『続・成年後見法制の研究』(成文堂、2002年)244頁、田山・前掲書註(2)153頁。この見解は、後見とは個人的ケアが原則であってマン・ツー・マンでなされるべきであり、かつ、本人の希望やニーズを的確に把握しなければならないとする。
- 10) 星野美子=高島さち子=永田啓造「社会福祉会における法人後見の取組み」実践成年後見29号(2009年)38頁。ただし、これは社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ(本部ばあとなあ)の見解である。なお、法人後見の対象とする例外的なケースとして、①同一家族に複数の成年後見人等が必要な場合や困難事例など個人で受任するには限界がある場合で、法人後見を導入することで成年後見人等の過重な負担を軽減できる場合、②成年後見人等側のメリットだけでなく成年被後見人等の権利擁護につながる積極的な理由がある場合や、成年被後見人等の利益のために法人後見がより適切であると判断できる場合を挙げている。
- 11) 星野=高島=永田・前掲論文註(10)43頁。ただし、社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ福岡の見解として記述されている。
- 12) 赤沼康弘「法定後見制度」新井=赤沼=大貫編・前掲書註(7)10頁。
- 13) 新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見制度—法の理論と実務』(有斐閣、2006年)22頁。

- 14) 上山泰『専門職後見人と身上監護（第2版）』（民事法研究会、2010年）24頁。この見解は、立法担当者が、高齢者等のニーズの多様化や身寄りのない高齢者に対する受け皿として法人後見が必要であると指摘する事を成年後見の「社会化」の背景要因であるとする。また、成年後見の社会化とは、社会福祉のインフラ整備の一環として国や地方自治体が成年後見制度の利用可能性を広く一般市民に保障する責務を負うべき事になったことであると定義し、介護と同様、成年後見による支援もまた、利用者の家族だけではなく社会全体によって支えていくべき課題となったとしている。
- 15) 細川瑞子『知的障害者の成年後見の原理』（新山社、2007年）285頁、293頁。
- 16) 竹内俊一「法人後見の利点と課題」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』（新日本法規、2012年）120頁。この見解は、法人後見のメリットとして、長期継続性・後見人等の交代までの空白リスクの最小化・心理的負担軽減・親なき後問題への対応を挙げている。
- 17) 日本成年後見法学会理事長（新井誠）「東日本大震災に関する理事長声明」成年後見法学会 HP < <http://www.jaga.gr.jp/pdf/ChairmanStatement.pdf> >（2013.8.31参照）2頁。
- 18) 小林＝大門編・前掲書註（1）127頁、法務省民事局参事官室「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説－要綱試案・概要・補足説明』（金融財政事情研究会、1998年）35頁。
- 19) 第145回国会衆議院法務委員会第21号（平成11年7月2日）衆議院 HP < <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/145/0004/14507020004021c.html> >（2013.08.31参照）、第146回国会参議院法務委員会第5号（平成11年11月19日）国立国会図書館 HP < <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/146/0003/14611190003005a.html> >（2013.08.31参照）。
- 20) 成年後見問題研究会『成年後見問題研究会報告書』（金融財政事情研究会、1997年）。
- 21) ただし、先行研究は必ずしも多くない。研究会報告書全体に関しては、須永醇＝田山輝明＝新井誠＝小賀野昌一＝奥山恭子＝前田泰＝志村武＝村田彰「『成年後見問題研究会報告書』（法務省民事局）について」（以下、「報告書について」とする。）判例タイムズ961号（1998年）4頁がある。また、報告書及び要綱試案に関して、田山・前掲書註（9）研究上164頁。身上監護に関しては、上山・前掲書註（14）61頁。他に、河野正輝「『成年後見問題研究会報告書』を読んで」ジュリスト1129号（1998年）2頁。
- 22) 法務省民事局「法制審議会民法部会第30回会議（平成9年9月30日開催）」法務省 HP < http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_970930-1.html >（2013.02.25参照）。
- 23) 法務省民事局・前掲註（22）。
- 24) 研究会は、民法学者、弁護士及び裁判官のほか、最高裁判所及び法務省の担当者を構成

員とし、厚生省（当時）の担当者をオブザーバーとしている。研究会の構成員は座長を含め9名、オブザーバー3名の合計12名である。構成員は、星野英一座長（東京大学名誉教授）、井上正二（東北大学教授）、大村敦志（東京大学助教授）、道垣内弘人（東京大学助教授）、西岡清一郎（東京家庭裁判所判事）、高村浩（弁護士、東京知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センター法律専門相談員）、古谷恭一郎（東京裁判所事務総局家庭局付）、揖斐潔（法務省民事局参事官）、丸山健（法務省民事局付）である。オブザーバーは、川尻良夫（厚生省老人保健福祉局企画官）、唐澤剛（前厚生省老人保健福祉局企画官、現厚生省高齢者介護対策本部事務局介護保険制度準備室次長）、小笠原靖（厚生省大臣官房障害保険福祉部障害福祉課員）である（職名、職位は、いずれも当時）。成年後見問題研究会・前掲書註（20）別紙参照。

- 25) 法務省民事局参事官室・前掲書註（18）2頁。
- 26) 法務省民事局参事官室・前掲書註（18）2頁、小林=大門編・前掲書註（1）13頁。
- 27) 法務省民事局・前掲註（22）。
- 28) 成年後見問題研究会の議事録等の資料に関しては、成年後見制度の改正経緯に関する行政文書の開示請求をした際、法務省民事局に対し資料の有無の確認をお願いした。その結果、法務省民事局内には研究会報告書以外の資料は残っていないとの電話回答を得た（回答日時：2013年3月7日11時11分）。そのため、本稿は研究会報告書の記述をもとに議論内容を整理する。
- 29) 法務省民事局・前掲註（22）。
- 30) 資料は、法務省（大臣官房司法法制部司法法制課）より開示を受けた。行政文書開示請求は平成25年2月28日に行い（法務省による受領は同年3月1日付）、平成25年3月28日付の行政文書開示決定の通知を受けた。開示された文書は、①「平成9年10月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、②「平成9年11月～12月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、③「平成9年12月～10年1月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、④「平成10年2月～10年12月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」である。本稿では、①から④を総称し、「法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」とする。
- 31) 小委員会は、星野英一・東京大学名誉教授を小委員長とし、複数名の委員及び幹事により構成されている。会議参加の委員及び幹事の氏名は性のみが記載されており、小委員長以外の氏名及び職名は定かではない。また、委員の交代などに伴い、委員・幹事の変更がある。法制審議会民法部会成年後見小委員会第1回～第15回会議・審議メモ参照。
- 32) 小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第5回会議・審議メモ」13頁。
- 33) 小委員会「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」（小委員会資料1）4頁。

- 34) 小委員会第2回会議に関しては、小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第2回会議・審議メモ」9頁、第7回会議に関しては、小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第7回会議・審議メモ」3頁。
- 35) 審議メモには「非営利法人」と記載されていることから、そのまま記載した。しかし、前後の文脈からすれば、この部分は「営利法人」についての発言であったと思われる。
- 36) 田山輝明「法定後見制度」前掲論文註(21)「報告書について」14頁。
- 37) 奥山恭子教授の御教示による。